



でに作成し、市に提出しなければならない。

(3) 工事写真

- (a) 乙は工事竣工日までに、着工前及び工事中の記録写真並びに完成写真を作成し市に提出しなければならない。
- (b) 当該工事が完了後において検査することが困難、または、不可能と思われる工事の部分、もしくはその工事自体が特殊なものに対しては、それらの工事の施工期間を通じて、施工方法及び出来上がりの状態が明確に認識出来るもの(カラー写真)でなければならない。
- (c) 撮影にあたっては、リボンテープ、ポール、箱尺等により、被写体の寸法、大きさが識別出来るようしなければならない。
- (d) 写真の大きさは、Eサイズ以上とし、施工順序に従って貼り付け、工事名、場所及びその他関連事項を記載しなければならない。

7. 官公署への手続き

工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する手続きは、乙において迅速に処理した後でなければ施工してはならない。

8. 保安及び衛生

- (1) 次の各項については、監督員の同意を得て必要な手続きを行い、適当な措置を講じなければならない。
  - (a) 立ち入り禁止区域の指定
  - (b) 道路の交通規制または禁止
  - (c) 危険物の取り扱い火薬、ガソリン等の取扱いは、法定責任者の指揮のもとに行い、特に運搬には充分注意しなければならない。
- (2) その他  
乙は、万一事故等が生じた場合は、速やかにその日時、場所、原因状況、被害者氏名、急措置、その他の対策などを監督員に報告しなければならない。

9. 用 地

(1) 乙の手配する用地

工事に必要な諸用地について、土地を使用する場合は、乙の負担において用地を調達しなければならない。

(2) 用地の返還

乙は、使用した用地について、工事終了後土地所有者との約束を遵守し返還し、

甲に迷惑をかけてはならない。

## 10. 作業項目及び内容

### (1) 土工

遊具等の基礎土工については、人力併用バックホウ 0.2m<sup>3</sup> で施工することを標準とし、小規模機械施工に要する費用は乙の負担とし変更の対象としない。

床掘の際、地中埋設物（電線、給水管等）には十分注意して床掘すること。

埋戻工については、人力及びタンパー施工にて十分に転圧を行うこと。

### (2) 遊具設置工

各遊具の製品については、材料承認願いを提出し、JPFAによって認定された「SP表示認定企業」によって製造されたもの、又は設計材料と同等品以上でなければならない。

但し、同等品以上とする場合は、監督員の承認を必要とするものとする。

乙は、遊具の搬入、施工、引渡しまでの期間中に遊具を利用できないよう柵などで囲う、案内板などによって注意を喚起するなど事故防止対策を徹底すること。

遊具の引渡し時には、以下に示す項目や情報などが記された資料を提出すること。

- ・ 製品の名称および識別番号
- ・ 設置日または納入日
- ・ 製品仕様
- ・ 利用対象年齢
- ・ 標準使用期間および保障年数
- ・ 消耗部材とその推奨交換サイクル
- ・ 保守および点検についての情報
- ・ 日常点検表
- ・ 製品表示ラベル
- ・ SP表示認定企業認定証の写し（JPFA会員の場合）
- ・ 公園施設団体賠償責任保険加入証の写し

また、遊具類は、全て使用開始後、遊具の欠陥及び請負者の瑕疵に起因する事故が発生した場合は、無償にて取替え、又は修繕を行い、速やかに完全なものに復旧しなければならない。但し、不可抗力による事故はこの限りではない。

遊具の設置場所については、図示した位置に設置すること。詳細については、甲と協議し施工すること。

### (3) コンクリート舗装工

コンクリート舗装は幅員 1.1～3.5mとし、両端部に地先境界ブロックを設置する

こと。

コンクリート打設の際は溶接金網を設置し、かぶり厚さは4cm以上とする。  
表面仕上げは、刷毛引き仕上げとする。

#### (4) 雑工

配水管については、手前のバルブ付近で管を切断し、止水キャップにて止水すること。

また排水口については、異物の排水管への侵入を防ぐため止水キャップを施したうえで埋め立てを行うこと。

#### (5) 仮設工

工事施工は、公園利用者に注意して施工をおこない、公園内の樹木に留意し、傷をつけないように努めること。

仮設防護柵高さ1.0m程度をぐらつきのないように施工し夜間には必ずらん灯などをもちいて工事施工範囲に人の出入りがないようにすること。

また、災害防止に留意し騒音、振動、交通体系、隣接家屋による被害の発生を防止することを努め、その費用（家屋補償等）はすべて乙の負担とする。

なお、工事箇所は、公園であるため、工事に伴い公園に不陸が生じた場合も乙の負担で補修をおこなうこと。

### 11. その他

(1) 細部については、監督員と協議し承認を得ること。

(2) 本工事においては、関連他事業との調整は綿密に図ること。

(3) 工事实施上必要な諸官庁等への手続きは、一切請負業者の負担において遅滞なく行うものとする。

(4) 作業内容等に変更を生じた場合は、(甲)(乙)協議の上、必要があれば契約を変更するものとする。

ただし、(乙)の裁量によるものについては変更の対象としない。

### 12. 連絡・問い合わせ先

嘉麻市役所 土木課 都市計画・公園係 三宅恭平

直通電話番号 0948-42-7042

FAX番号 0948-42-7096